

5 文国語第 8 1 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

学校法人京都産業大学 御中

文化庁国語課長
今村 聡子
(公印省略)

必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の確認公募に係る
確認結果について (通知)

先に申請のあった標記の件について、有識者の協力を得て確認を行いましたので、その結果をお知らせします。

この確認は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律 (以下「法」という。) に基づく登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関としての登録の審査とは異なる基準に基づいて行われたものであり、この確認の結果は法に基づく実践研修や養成課程としての適切性を示すものではありません。登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関としての登録を受けるためには、新制度に合わせて教育内容や体制等について十分な準備をいただき、別途申請を行う必要があります。

また、この確認を受けても、登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関又はこれらと紛らわしい名称を用いて広報を行わないでください。

なお、経過措置期間中に、確認を受けた課程の内容の変更の結果「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の確認のための審査要項」に示す審査基準を満たすものでなくなった場合には、文部科学省に届け出てください。

【必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の確認】

養成課程等の名称	確認結果	確認不可の場合その理由
日本語教員養成プログラム	確認済	
上記課程の実施期間		
平成 31 年 4 月 1 日～		

【本件担当】文化庁国語課 日本語教育推進室
(令和 6 年 4 月以降は文部科学省 総合教育政策局 日本語教育課)
E-mail: nihongo@mext.go.jp
TEL: 03-5253-4111 (内線 2343)